＜2019年12月県議会　一般質問＞　　　　　　（本番用）

日本共産党　大橋沙織

日本共産党の大橋沙織です。一般質問を行います。原発事故以降、働き方や学費など若者の願い実現のため県議会への請願活動などに取り組み、声を届ける大切さを学びました。希望ある県政を実現するため力を尽くす決意です。

　台風19号とその後の豪雨災害は広い範囲で大きな被害となりました。被災されたみなさまに心からお見舞いを申し上げます。発災直後の13日から毎日、被災現場を見て要望をお聞きしてきましたが、あまりの被害の大きさに胸が痛みます。伊達市梁川町の避難所を訪問した際、80歳を超える1人暮らしの女性は「川の氾濫で自宅が浸水したけど高齢だからアパートも借りられないしこれからどうしたらいいのか。こんなに悩むなら川に流されて死ねばよかった」との言葉は忘れられません。こんな思いをさせてはならないと思います。住まいの確保は命に直結するため、災害で助かった命を失うことのないよう、生活再建のための支援は緊急で重要な課題であり、県が果たすべき役割は大きいと感じています。

　被災者の声を丁寧に聞き取り、生活と生業再建への支援こそ政治の責任ではないでしょうか。温暖化による異常気象など繰り返される災害の甚大さを考えた時、これまでの災害対策の検証が必要です。同じ被害を繰り返さず、被災者の願いに応えることは政治の責任であり、今後の取り組みのスタートに据えるべきことであると申し上げ、質問に入ります。

一、台風第19号等の被害の実態と生活・生業再建についてです。

　災害発生から２か月以上経った今も、全国では約800人、県内では約400人の方が避難生活を強いられており、梁川町の寿センターには13日現在、約50人の方が避難をしています。

避難所の状況について、先月28日に視察に行った際、災害発生から一か月以上経ってもなお食事が改善されておらず、朝食はパン、昼はおにぎり、夜は弁当です。温かいものの提供はほぼなく、同じ食事が続き「正直飽きてきて食事がのどを通らない」と、支給されたパンの半分しか食べられない高齢者もおり、食欲低下や栄養バランスの偏りが心配です。

日本共産党の志位和夫委員長は10月18日、福島県の避難所を視察し防災大臣に「避難所の環境改善のため温かい汁物提供を」と求め、後日大臣は正式に通達を出しました。

医師や専門家などでつくる「避難所・避難生活学会」は、給食センターや公民館の調理室などを使用して温かい食事を提供することを提言しており、災害救助法では条件付きではありますが炊き出しスタッフの雇い上げや簡易調理室の設置などに関して国からの財政支援が受けられます。こうした制度を活用すれば避難者に温かい食事を提供することは可能です。

避難している方の中には、家を修理するのか賃貸住宅に入るのか決められず避難を続けている方や、家を修理するにも「見積もりを取るだけで２週間はかかる」という方もおり長期の避難生活を強いられています。

2016年に内閣府が出した避難所運営ガイドラインにも、質の向上のため避難生活が長期化すれば温かい食事の提供や栄養管理についても検討するよう示されており、避難所の在り方が問われています。被災から２か月以上経ち、いわき市などでは避難した高齢者が肺炎など体調を崩し亡くなったと、昨日報道がありました。今後寒さも厳しくなり、免疫力の低下による感染症が心配され、十分な食事の確保は命に関わる重要な問題です。

そこで、温かい食事の提供など、避難者が安心して生活できるよう避難所の環境を改善すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

２　次に災害救助法に基づく住宅の応急修理についてです。

　今回の災害を受け災害救助法が改正され、応急修理は半壊59万５千円、床上浸水で被害10％以上20％未満である準半壊は30万円を限度に支援対象が広がりました。

災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理の申込件数と決定件数を伺います。

私たちも県内各地で被災された方からお話を伺っていますが、応急修理の制度を「知らなかった」という方が多く、制度がまだまだ知られていないと感じます。

被災した住宅の応急修理について、被災者に周知徹底を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

2004年、政府が出した「浸水等による住宅被害の認定について」では、被災者生活再建支援法の積極的活用を図るために、浸水により畳、壁、浴槽などの水廻りが機能を損失した場合は一般的に「大規模半壊」または「全壊」に該当するとあります。また「半壊」であっても流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には「全壊」と同様に取り扱うようにと示されており、柔軟な災害判定が可能です。

　災害救助法に基づく住宅の応急修理制度では、床板を含む畳の交換は対象になりますが、畳だけの交換は対象となりません。このことを知らなかったために畳だけの交換を行った方は申請が却下されましたが給湯器だけは適用となり「全く支援されないと思っていたから少しでも補助があるのは助かる」と話していました。ですが、日本家屋で畳は生活基盤そのものであり、当然応急修理の対象にすべきです。

被災した住宅の応急修理について、畳だけの交換も対象とするよう国に求めるとともに、県独自の支援を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

３　次に河川改修についてです。

　梁川町では、塩野川の越水により商店街を含む町の中心部が大きな浸水被害を受けました。33年前の8.5水害でもこの地域は被害に遭っており「いつまた被害に遭うか分からないからもうここには住めない」と引っ越していく方も多いと聞きます。地域住民からは「これまで塩野川の浚渫を繰り返し要望してきたが対策がとられないまま今回被害が起きてしまった」との声もあります。地球温暖化で災害の未然防止の対応がますます求められており、今回の災害をきちんと教訓として生かすべきです。

塩野川の越水箇所について、堤防のかさ上げが遅れた理由を尋ねます。

災害を繰り返さないため、塩野川における今後の河川改修の計画について、県の考えを伺います。

　川俣町から梁川町を流れる広瀬川は、これまで災害のたびに被害に遭っており今回の台風でも以前と同じ箇所が再び被害を受けています。また、前回の災害復旧で作られた橋が低く川の水をせき止めてしまい逆流を起こし、近隣住宅に１メートルもの土砂が流れ込むなどの新たな被害が発生しています。広瀬川のこれまでの河川整備内容が適切だったのか住民から疑問の声があがっています。

広瀬川について、これまでの河川整備が適切だったのか検証すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、広瀬川の河川整備について、台風第19号等による被害からの原形復旧だけでなく災害を未然に防ぐ改修が必要と思いますが、県の考えを尋ねます。

　伊達地域は阿武隈川の県内最下流であり、県内すべての水を受け止める地域ですが、水害の常襲地帯となっている現状があります。

梁川町舟生地区には猿跳岩と言う２つの大きな岩があり川幅は上流より狭い上、直角に曲がっており水の流れが滞る箇所のため水害対策は必須です。さらに下流は宮城県につながり、県をまたいでいることから国主導で対策をとるべき課題と考えます。専門家など第三者を入れた検討委員会などの設置が必要ではないでしょうか。

阿武隈川の県境付近における氾濫常襲地帯の防災対策を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

４　次に、土砂災害についてです。

　今回の災害では県内多くの箇所で土砂崩れが起きましたが、県は国に報告が求められているものしか把握しておらず全体像はまだつかめていません。

　県土の７割が山林である本県において山の管理は県民生活を守ることにも直結します。激甚災害時に適用する林地崩壊防止事業や県単独の治山事業など裏山の崩れなどに対応できる事業もありますが、制度活用を進めるために更なる周知が必要です。

市町村等に対し治山事業を周知徹底し、その事業の利用を促進するべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

林地被害で県が報告を受けている箇所は52ヶ所ですが、その中で本年度に治山事業での復旧が検討されている箇所は５か所です。農山村地域で多くの被害が起きていることから県単独の治山事業を柔軟に運用して被災者を救うべきです。

治山事業で当年度復旧が検討されている箇所以外の対応について、県の考えを尋ねます。

急傾斜地などの土砂災害箇所は152ヶ所ですが、その中で復旧が検討されている箇所は37か所しかありません。

土砂災害の発生箇所のうち、斜面対策等の検討をしている箇所以外の対応について、県の考えを伺います。

　農地の被害については、一か所40万円以上の復旧費用が必要な場合は国の補助対象になりますが、それ以下の被災農地に対して伊達市や川俣町は独自に支援を行ってきました。山に囲まれこの間の災害でも土砂被害に遭ってきた地域で、本県の基幹産業である農業、それを支える農家の方を守るための努力であり県としても支援すべきではないでしょうか。

　今回、起債事業ではありますが復旧事業費が13万円以上40万円未満の被災農地について農地等小災害復旧事業として国が交付税措置をすることとなりました。この活用が進めば市町村も農家の方も少ない負担で復旧が可能となるため積極的な活用を進める必要があります。しかし私が聞いたところでは「この制度を知らなかった」という自治体もあり、まだ十分に認知されていない現状があると感じます。

復旧事業費40万円未満の被災農地について、農地等小災害復旧事業の更なる活用が進むよう市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

　宅地の土砂等災害について、伊達市や川俣町などの市町村は住民が災害を機に地域を離れることのないよう「ずっとここに住み続けてほしい」という思いで災害復旧の独自支援を行っています。

環境省の災害等廃棄物処理事業は流木やがれきが混ざった土砂であれば、今回、撤去費用の97.5％を国が負担し、特段厳しい条件もなく広く活用できる制度だと聞いています。この制度を柔軟に活用して被災住民を救うための県の努力が求められています。

災害廃棄物が混入した土砂の撤去について、国の補助事業を活用し確実に実施されるよう市町村に対し周知を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

５　次に、農業被害についてです。

　県の基幹産業である農業は、高齢化や原発事故の影響など困難な状況がありながらも農家の方が必死に営農を続け本県の農業を守っています。そこに襲いかかったのが今回の災害です。以前も被害に遭い、今回、土砂災害で田んぼなどが埋まってしまった方は「以前の災害からやっと立て直してきたところにまた災害。こういうことが続くなら、もう農業は続けられない」と話しており、高齢化などと相まって農業をやめてしまう方が出る可能性が十分に考えられます。一日も早く暮らしと生業を取り戻し、農山村地域の過疎化に拍車がかかることのないように十分な支援が必要です。

　浸水被害に遭った果樹農家の方は「被害の実態は来年収穫してみないとわからない」と話しています。畑全体が被災した農家の方は収入が全くなくなってしまうため改植に関する補助だけでは不十分です。梁川町の桃農家の方は、桃の木が全て見えなくなるくらい浸水しその状態が2日ほど続いたそうです。「桃は水に弱いため数時間でも水に浸かれば根っこからやられてしまう」と農家の方は不安を抱えています。伊達市の名産、あんぽ柿の産地でも柿の木が浸水し根腐れが心配との声があがっています。改植した際に適用となる、４年間で一反分当たり22万円という今の支援制度では不十分だというのが農家の方の声です。桃栗３年柿８年と言うように、成木になるまでも時間がかかり、収穫量が元に戻るにはさらに時間がかかります。

浸水被害を受けた樹園地を改植しない場合、所得補償も含めた長期的な視点での支援を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

浸水被害を受けた樹園地を改植する場合、成木になるまでの間の支援が必要だと思いますが、県の考えを尋ねます。

　次に、高校統廃合について

１つ目は川俣高校機械科の存続についてです。

　私も県教育委員会主催の改革懇談会に参加しましたが、今回の統廃合は生徒数の減少のためだというのが県教育委員会の話でしたが、川俣高校の生徒数減少には原発事故が大きく影響しています。震災前、ちょうど私が在学中のころですが、川俣高校は川俣中学校・飯舘中学校の出身者で７割ほどを占めていました。ところが原発事故により飯舘村は全村避難、川俣町も山木屋地区が避難指示区域となり不安を抱えやむを得ず川俣町を離れた人もいます。県教育委員会は川俣高校の生徒数減少について、こうした原発事故の特別な影響を考えたのでしょうか。

　川俣町は絹織物の町、工業の町です。福島市など県北地域の地場産業や工業分野の発展に役割を果たしてきたのが川俣高校機械科の卒業生です。「地域から高校がなくなれば若者がますます減ってしまう」と地域住民は大きな不安を抱えています。先日、機械科の募集停止が発表されましたが、普通科に統合して選択科目とするだけでは機械科の学びを保障することにはなりません。実際、２回目の懇談会では「この計画は川俣高校の魅力化にはつながらない」、「地域住民や子どもたちへの説明をするべき」との意見もありましたが、県教育委員会は「これが最後の懇談会」だと言って打ち切りました。住民の声を聞かず結論ありきのやり方だと言わざるを得ません。

川俣高校機械科の存続について、町民などに広く呼びかけ開かれた場を持ち、今からでも再検討すべきではないでしょうか。

川俣高等学校の機械科は存続させ、生徒の募集も継続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

２つ目に、保原高校定時制の存続についてです。

　保原高校の定時制を、福島市の福島中央高校に統合し夕間部にするという県教育委員会の方針に対し、懇談会参加者からは「義務教育の間、困難を抱えていた子どもでも、定時制の学びで大きく成長し正社員として就職を決めた子どもたちが多くいる。すべての子どもの成長や学びを保障するためにも保原高校から定時制をなくさないでほしい」、「阿武隈急行沿線以外は交通の便が悪く保護者が送迎しているため、中央高校と統合されたら通学も困難になる」など統合反対の声が相次ぎました。

また、共産党で行った住民アンケートでは発達障害の子どもを持つ方から「地元の保原に定時制があるからうちの子も高校に通えると思っていたので、廃止と聞きとても困惑しています」との声が寄せられました。県教育委員会は、このような声を受け止めるべきです。

保原高等学校の定時制は存続させるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

統合が計画されている県北地区の定時制高等学校は、夕間部とせず、夜間部を継続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

以上で質問を終わります。

以上